

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 24 日

金 曜 日

号 外(4)

目 次

人事委員会規則

- 級別職務に関する規則の一部を改正する規則 1
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 2
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人事委員会告示

- 富山県機関の労働基準法別表第 1 の号別区分の決定についての一部改正 3

規 則

級別職務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 24 日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第563号

級別職務に関する規則の一部を改正する規則

級別職務に関する規則（平成28年富山県人事委員会規則第 538号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「近代美術館」を「富山県美術館」に改め、同表備考第 4 項中「近代美術館副館長」を「富山県美術館副館長」に改める。

別表第 3 中「近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 3 月 25日から施行する。

(人委・職員課)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月24日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第564号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 261号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 教育委員会の項中

「

	近代美術館の館長及び副館長	
--	---------------	--

」
を
「

	富山県美術館の館長及び副館長	
--	----------------	--

」

に、同表備考第 6 項中「近代美術館副館長」を「富山県美術館副館長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 3 月25日から施行する。

(人委・職員課)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月24日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第565号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年富山県人事委員会規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「近代美術館	館長、副館長、主幹	」を
「富山県美術館	館長、副館長、主幹	」に

改める。

附 則

この規則は、平成29年 3 月 25日から施行する。

(人委・職員課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県人事委員会告示第65号

富山県機関の労働基準法別表第 1 の号別区分の決定についての一部改正について

富山県機関の労働基準法別表第 1 の号別区分の決定について（平成11年富山県人事委員会告示第23号）の一部を次のように改正し、平成29年 3 月 25日から施行する。

平成29年 3 月 24日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

2 の表法別表第 1 第12号に掲げる事業の項中「近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

(人委・職員課)

